平成２４年（フ）第１０７号
群馬県吾妻郡草津町大字草津638番地19
債務者　一場　亮二
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１６号
群馬県前橋市朝日町４―11―14第２ロイヤル大嶋102号室、住民票上の住所群馬県伊勢崎市境下渕名2744番地１
債務者　金子　久男
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２９号
群馬県前橋市西片貝町４丁目12番地29　409号
債務者　前田　孟俊
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３６号
群馬県伊勢崎市安堀町333番地１　ビクトリーマンション105
債務者　宇都　松春
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２号
群馬県前橋市池端町162番地１　ラ・フィーナディオス103号
債務者　神宮　敏男
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３８号
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田113番地
債務者　佐藤　友孝
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１５８号
相模原市南区南台３丁目６番９号ＡＭハウス101
債務者　松永　　透
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２１３号
相模原市緑区相原４丁目24番48号　ハイカムール相原102
債務者　内田　優介
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５９号
岐阜県土岐市鶴里町柿野1666番地の５
債務者　岩田　百合
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第６３号
岐阜県土岐市駄知町892番地の11　好山アパート６号
債務者　山内　由美
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１６７５号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１13棟106号
債務者　加藤　幸広
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７６号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１13棟106号
債務者　加藤　味生
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
大阪府富田林市美山台７番３―508号
債務者　石川あゆみ
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３２４号
大阪府高石市綾園５丁目７番57号
債務者　中島　和彦
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４２５号
堺市西区浜寺石津町西３－４－28　ハイグレードワダ301、住民票上の住所大阪市西成区玉出東１丁目14番16号
債務者　小南　弘子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４３０号
堺市中区深井水池町3011番地　ベアーフルート深井Ａ―201号、従前の住所堺市東区北野田916番地10
債務者　下田　　進
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係